

公 告

次のとおり、企画競争について公告します。

令和7年4月11日

全国健康保険協会栃木支部
支部長 宮崎 務

1 企画競争に付する事項

令和7年度とちぎ健康経営宣言事業所を対象としたオンライン系健康セミナーの実施にかかる業務委託 一式

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (3) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (4) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (5) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中ではないこと。
- (6) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近1年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近1年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (7) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (8) 当該案件の全部又は主体的部分を一括して第三者に請け負わせない者であること。

3 契約候補者の選定

「令和7年度とちぎ健康経営宣言事業所を対象としたオンライン系健康セミナーの実施にかかる業務委託」に係る企画競争説明書に基づき提出された企画書等について評価を行い、契約候補者一人を選定する。

4 企画競争説明書を交付する日時及び場所

- (1) 日時 令和7年4月11日（金）～5月2日（金）9時～17時まで
最終交付日は15時までとする。
- (2) 場所 〒320-8514 栃木県宇都宮市泉町6-20 宇都宮 DI ビル 7階

全国健康保険協会栃木支部 企画総務グループ (担当) 萩原、坂本
T E L : 028-616-1692 F A X : 028-616-1535

5 企画競争説明書に対する質問の受付及び回答

質問は、下記により F A X (A 4、様式自由) にて受け付ける。

- (1) 受 付 先 下記記載の「本件担当、連絡先」
- (2) 受付期間 令和 7 年 4 月 21 日 (月) 12 時まで
- (3) 回 答 令和 7 年 4 月 23 日 (水) までに企画競争説明書の取得事業者に対して
FAX にて行う。

6 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 令和 7 年 5 月 2 日 (金) 15 時まで
- (2) 提 出 先 4 (2) に同じ
- (3) 提出方法 直接提出 (持参) 又は郵送とする。郵送の場合も上記 6 (1) の期限
までとする。

7 企画提案会の開催

有効な企画書等を提出した者から、企画内容等の説明を求めるために実施する。

- (1) 日 時 令和 7 年 5 月 8 日 (木) (予定)
- (2) 場 所 4 (2) に同じ

企画提案会の開始時刻、説明の持ち時間等については、別途連絡する。

8 企画書の無効

本公告に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

9 その他

詳細は、「「令和 7 年度とちぎ健康経営宣言事業所を対象としたオンライン系健康セミナーの実施にかかる業務委託」に係る企画競争説明書」による。

【本件担当、連絡先】

住所：〒320-8514 栃木県宇都宮市泉町 6-20 宇都宮 DI ビル 7 階
全国健康保険協会栃木支部

担当：(仕様書等に関すること) 企画総務グループ 担当：坂本・川寄
(契約に関すること) 企画総務グループ 担当：萩原

電話：028-616-1692 (企画総務グループ直通)

FAX：028-616-1535

全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 30 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- （1）契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- （2）破産者で復権を得ない者
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第 31 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- （1）契約の履行にあたり故意に工事製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- （2）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- （3）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- （4）監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- （5）正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- （6）契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
- （7）前各号のいずれかに該当する事実があったことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

3 第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。